

4 財 第 1 0 4 9 号  
令和 4 年 8 月 2 2 日

亀岡市議会議長  
福 井 英 昭 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

健全化判断比率及び資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告します。

健全化判断比率及び  
資金不足比率の状況  
(令和3年度)

亀 岡 市

○健全化判断比率の状況（令和3年度）

（単位：％）

市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
亀岡市	-	-	12.9	75.0
早期健全化基準	12.50	17.50	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

○資金不足比率の状況（令和3年度）

特別会計名	資金不足額 （千円）	事業の規模 （千円）	資金不足比率 （％）
水道事業会計	-	1,244,739	-
下水道事業会計	-	1,657,870	-
病院事業会計	-	2,718,410	-
経営健全化基準			20.0

（参考）

健全化判断比率各指標	概要
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全ての会計を対象とした実質赤字（資金不足額）の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	一般会計等が負担する借入金の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3カ年平均）
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率